

# 簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

電子複写不可

原本史料

## 連絡報綴

昭和三二、六、一六―二七、四、三〇

復員庁  
第復員局  
総務部  
総務課

防衛研修所戦史室

